

令和8年度就学援助制度のお知らせ

水戸市では、経済的な理由により、お子さんに教育を受けさせることが困難な保護者に対して、学校教育で必要な費用の一部を援助しております。

1 就学援助の対象となる方

市内に住所を有し、国公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程に在学するお子さんの保護者、又は市外に住所を有し、水戸市立学校に在学するお子さんの保護者で、以下に該当する方が対象です。

- ◆ 生活保護を受けている方（要保護者）
- ◆ 要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる方（準要保護者）

【準要保護者の認定基準】 下記①、②の両方に該当する方

- ① 水戸市が定める認定基準の第1項に該当し、経済的に困窮していることが認められること。
(例:生活保護の停止又は廃止、市民税の非課税又は減免、児童扶養手当を受給している 等)
- ② 前年の収入額(給与収入、自営所得、老齢年金その他の課税収入額)が、生活保護基準の1.5倍未満であること。
なお、家計の急変等、特別な事情により、②に準ずると認める場合があります。

※ 同居している方(住民登録が別世帯の方も含む。)全員及び生計同一の別居家族(単身赴任等)の全ての収入額で判定します。

《参考:認定となる収入額の目安》

世帯構成	持ち家の場合	借家(家賃月額5万円)の場合
2人(母、小学生)	約 227 万円	約 303 万円
3人(父、母、小学生)	約 282 万円	約 365 万円
4人(父、母、小学生2人)	約 340 万円	約 423 万円
5人(祖母、父、母、小学生2人)	約 367 万円	約 450 万円

※ あくまで目安であり、実際は、世帯の人数、年齢、家賃額等により異なります。

★認定基準等の詳細は、水戸市ホームページに掲載しています。⇒
(紙媒体のものを御希望の場合、裏面「6 お問い合わせ先」に御相談ください。)



2 就学援助費の内容 ※認定月により、満額支給とならない場合があります。

援助費の種類	年間支給額 (令和8年4月1日現在)				支給対象	
	小学校 (円)		中学校 (円)		要保護	準要保護
	第1学年	第2～6学年	第1学年	第2～3学年		
学用品・通学用品費	11,630	13,900	22,730	25,000	○	○
新入学学用品費	57,060	-	63,000	-	○	○
学校給食費 (注1)	実費 (月額4,300円を限度とする。)		実費 (月額4,500円を限度とする。)		○	○
通学費 ※指定校に通学の場合に限る。	4キロ以上 実費		6キロ以上 実費		○	○
校外活動費	各学校長の作成する決算書により算出した額 (水戸市立以外の学校の修学旅行費は、小学校22,690円、中学校80,000円を限度とする。)				○	○
宿泊学習費					○	○
修学旅行費					○	○
医療費 (注2)	虫歯、中耳炎、結膜炎等学校保健安全法で定める疾病の治療に要した費用				○	○
クラブ活動費	実費 限度額 2,760 (該当学年)		実費 限度額 30,150 (該当学年)		○	○
生徒会費	実費 限度額 4,650		実費 限度額 5,550		○	○
PTA会費	実費 限度額 3,450		実費 限度額 4,260		○	○
卒業アルバム代等	実費 限度額 11,000 (第6学年)		実費 限度額 8,800 (第3学年)		○	○
オンライン学習通信費	実施状況により月額1,200 限度額14,000				○	○

注1 学校給食法で定める学校給食の費用として保護者が負担する額。

注2 治療のため医療機関を受診する際には医療券が必要ですので、必ず受診前に学校へ医療券の交付を申請してください。

3 申請方法・必要書類 ※生活保護受給者(要保護者)は申請不要です。

- ◆ 申請書の配布場所 お子さんが在学する学校、又は学校管理課(市ホームページからも印刷できます。)
- ◆ 必要書類の提出先 お子さんが在学する学校へ提出してください。
(1校につき1枚提出。兄弟・姉妹で在籍校が異なる場合、それぞれの学校に提出してください。)

◆ 必要書類

- (1) 「準要保護児童生徒認定申請書」(表面のみ記入) ※全員提出
- (2) 収入額が分かる書類(課税証明書、所得証明書、源泉徴収票等)

※以下の表の①～④に該当する場合には、該当者分を提出してください(該当する場合のみ提出)。

		令和8年5月31日までの申請	令和8年6月1日以降の申請
		以下の方の令和6年分(R6.1.1～12.31)の収入額が分かる書類(成人及び収入のある未成年分)を提出	以下の方の令和7年分(R7.1.1～12.31)の収入額が分かる書類(成人及び収入のある未成年分)を提出
①市外から水戸市立の小・中・義務教育学校に通学している場合		・同居者全員分 ・生計同一の別居家族分	・同居者全員分 ・生計同一の別居家族分
②市外から水戸市に転入した方	転入日	R8.1.2以降	・同居者全員分 ・生計同一の別居家族分
		R7.1.2～R8.1.1	・同居者全員分 ・生計同一の別居家族分
		R7.1.1以前	不要
③生計同一の別居家族が市外にいる場合		・生計同一の別居家族分	・生計同一の別居家族分
④申請書下部「同意書」欄の記載内容(市教委による住民基本台帳等の閲覧)に同意しない方		・同居者全員分 ・生計同一の別居家族分	・同居者全員分 ・生計同一の別居家族分

4 認定方法等

収入額等による判定を行った後、認定結果については、学校を通じてお知らせします。(状況に応じて、追加で必要な書類の提出等を求める場合があります。)

なお、以下のとおり、認定月は申請日(学校への提出日)によって変更となりますので御注意ください。

- ① 令和8年5月31日までの申請は、令和8年4月から認定開始となります。
- ② 令和8年6月1日以降の申請は、申請日の属する月から認定開始となります。

5 就学援助費の支給

原則、年3回(7、12、3月)支給します。

支給日や支給内容等の詳細については、学校からの通知を御確認ください。

6 お問い合わせ先

水戸市教育委員会事務局 教育部 学校管理課 学事係

〒310-8610 水戸市中央1-4-1 水戸市役所3階

TEL:029-306-8673 FAX:029-306-8693